

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

平成 23 年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 24 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

平成 23 年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 24 年 3 月 30 日 専決

橋本市長 木下 善之

平成 23 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 23 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

平成 24 年 3 月 30 日 専決

橋本市長 木 下 善 之

第1表 繰越明許費補正

(変更)

補正前			
款	項	事業名	金額
1 農業集落排水事業費	1 農業集落排水事業費	農業集落排水管橋梁添架付替工事	1,029千円

補 正 後

款	項	事 業 名	金 額
1 農業集落排水事業費	1 農業集落排水事業費	農業集落排水管橋梁添架付替工事	1,480千円